

(7) 産業経済局 商業・MICE 推進部 商業・サービス産業政策課

ア. 商店街活性化支援事業

<事業概要>

事業目的	市内商店街及び小売市場にある空き店舗の有効利用促進や、商店街等が行う新たな事業への補助、商店街の活性化を検討する計画作りを支援することにより、商店街及び小売市場の活性化を促進する。
事業内容	商店街空き店舗活用事業 ➤ コミュニティー支援事業 組合が空き店舗を活用して、コミュニティー施設等を設置する場合に賃借料の一部を補助する ➤ 店舗運営事業 組合が空き店舗を活用して、自ら営利事業を行う場合に賃借料又は改装費の一部を補助する ➤ 開業支援事業 個人、中小企業者、公益法人、社会福祉法人、NPO 法人等が空き店舗に出店する場合に賃借料又は改装費の一部を補助する
補助金	北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金 商店街等（注 1）における空き店舗（注 2）の有効利用等を行うものに対し、補助金を交付することにより、商店街等の活性化を促し、もって市内の昼間の営業を行う小売業及びサービス業（飲食店を含む）の振興に寄与することを目的とする。
予算	令和 2 年度当初予算 5,017 千円（商店街空き店舗活用事業分）

※出所：市提供資料

注 1：中小小売商業者の団体の構成員が小売業又はサービス業（飲食店を含む）に属する事業を行っている市内の商店街及び小売市場のうち、現に商業活動が行われている店舗がおおむね 30 店舗以上近接して存するものをいう。

注 2：空き店舗とは、商店街等における店舗であって、おおむね 3 月以上商業活動等が行われていないものをいう。

①（意見）補助金の交付事業者の継続的な状況調査について

【現状】

補助金の交付事業者の決定は「空き店舗補助制度運用規程」に定められた手続きにより、補助金の申請者が提出する事業計画書に基づいて、書類審査及び面接審査を行っている。

補助金の交付事業者については、補助金を交付した後も、商業・サービス産業政策課が継続的に状況を調査しているものの、補助事業の継続状況や、事後的に発生した問題等の定性的な情報をまとめた資料は作成していない。

<空き店舗補助制度運用規程>

<p>～（中略）～</p> <p>(3) 審査について</p> <p>～（中略）～</p> <p>③書類審査は、次の要領にて行う。</p> <p>ア 書類審査員は 4 名（中小企業支援センターチーフマネジャー、北九州商工会議所出店予定地区のサービスセンター長、産業経済局商業・サービス産業政策課長、地区担当係長）</p> <p>イ 書類審査項目は事業性、資金面、経営方針、商店街の活性化、感染症対策の 5 項目を評価シートに沿って行う。審査員 4 名の合計点が 68 点未満の場合は、面接審査の対象としない。</p> <p>～（中略）～</p> <p>⑤面接審査は、次の要領にて行う。</p> <p>ア 面接審査員（中小企業支援センターチーフマネジャー、北九州商工会議所出店予定地区のサービスセンター長、日本政策金融公庫 融資担当課長、産業経済局商業・MICE 推進部商業・サービス産業政策課長、産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課長）</p> <p>イ 面接審査は事業性、資金面、営業方針、商店街の活性化、資質、感染症対策の 6 項目を評価シートに沿って行う。審査員 5 名が 99 点未満の場合は、補助の対象としない。</p> <p>～（後略）～</p>
--

<制度の活用実績>

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
コミュニティー支援事業	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件
店舗運営事業	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件
開業支援事業	21 件	6 件	6 件	18 件	39 件
合計	22 件	8 件	7 件	19 件	40 件

※出所：市提供資料

【意見】

当該事業目的を考慮すれば、補助金を交付したことによって、商店街及び小売市場の活性化を促進しているかを事後的に評価することが必要と考える。

補助対象者の状況を継続的に調査し、事業の継続状況や事後的に発生した問題等の情報を蓄積することで、審査の定性的な判断を事後的に評価するとともに、今後の定性的な判断の基礎資料とすることが望ましい。

## イ. 街なか商業魅力向上事業

### <事業概要>

事業目的	小倉・黒崎の両中心市街地における商店街の活性化を支援するため、「フォローアップ調査事業」を実施する。
実施内容	小倉地区・黒崎地区来街者アンケート調査業務
予算	令和2年度当初予算：2,088千円（来街者アンケート調査分）

※出所：市提供資料

### ①（意見）アンケート調査の統合について

#### 【現状】

小倉地区・黒崎地区での来街者アンケート調査業務を実施している。アンケート調査は商業・サービス産業政策課が単独で実施したものであるが、市の他の部課でも単独でアンケート調査を実施する場合があるとのことである。

### <アンケート調査の概要>

項目	小倉地区	黒崎地区
目的	小倉地区・黒崎地区中心市街地の来街者の実態及びニーズを捉え、中心市街地活性化基本計画終了後のフォローアップに係る基礎資料を得ることを目的とする。	
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小倉駅前アイム</li> <li>● 小倉井筒屋前</li> <li>● リバーウォーク北九州前</li> <li>● JR小倉駅北口2F</li> <li>● 魚町銀天街内</li> <li>● チャチャタウン小倉前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふれあい通り東側歩道</li> <li>● 黒崎名店街</li> <li>● 黒崎駅前新店街</li> <li>● 黒崎一番街</li> <li>● 熊手銀天街</li> <li>● 黒崎駅前ペDESTリアンデッキ</li> </ul>
実施日時	令和3年3月に2日間	
サンプル数	1,500 サンプル	720 サンプル

※出所：市提供資料

#### 【意見】

アンケート調査の実施場所や実施項目に共通性があるものについては、複数のアンケートを共同で実施することが可能な場合もあると考えられる。

令和3年度は建築都市局と共同で当該アンケート調査を実施していると伺っており、改善されている。

本件に限らず、今後においてアンケート調査を実施する場合、効率性の観点から、他の部局や課と情報共有し、共同で実施することが可能であれば共同でアンケート調査を実施することが望ましい。

ウ. 商店街満足度向上事業

<事業概要>

事業目的	小倉都心部を中心として推進してきたキャッシュレス環境の整備と体験型消費メニューの開発を市内商業全域へと事業を展開することで、外国人の回遊を促し、滞在時間の伸長を図る。
実施内容	<p>(キャッシュレス決済促進業務)</p> <p>本市をキャッシュレス化モデル商店街都市として国内外に PR するため、市内各地の商店街で行われるイベントに合わせたキャッシュレス推進のキャンペーンや勉強会を実施する。</p> <p>(商業甲子園開催業務)</p> <p>商業系学科で学ぶ高校生が自ら経営企画から商品企画、販売企画、お店づくり、接客販売、会計、決算集計までを行い、商業活動の総合力を競う「高等学校商業達人カップ(商業甲子園)」を商店街や商業施設等と連携して開催し、未来の地域商業を担う人材育成を図る。</p> <p>(オリンピック・パラリンピック外国人歓迎業務)</p> <p>オリンピック、パラリンピックのキャンプ地として、本市もタイ、英国、コロンビアなどの様々な国々のホストタウンに内定している。こうした中、商店街と共同で行う歓迎イベントの実施、商店街で各国の織や旗を掲出するなど、まちぐるみでおもてなしムードを作り出す。</p>
予算	令和 2 年度当初予算：5,000 千円

※出所：市提供資料

① (意見) 事業目的と事業内容の関連性について

【現状】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度において予算は未執行であった。令和 3 年度においては、キャッシュレス決済促進業務とオリンピック・パラリンピック外国人歓迎業務の 2 事業を廃止し、商業甲子園開催業務のみを継続している。

【意見】

商業甲子園開催業務は次世代の育成としての事業価値があると考えられるものの、外国人の回遊を促し、滞在時間の伸長を図るとする事業目的との関連性が低い。

そのため、商店街満足度向上事業にて当該イベントを実施する必要性は乏しいと考えられる。

今後において、予算執行の有効性・効率性の観点から、事業目的と関連性の高い事業内容とすることが望まれる。

## エ. 商業人材育成事業

### <事業概要>

事業目的	市内の事業者などを対象に、売上アップに関する具体的な支援を行うとともに、おかみさん会等のグループ活動を支援することで、今後の市の地域経済活性化に資する人材の育成を図る。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実践あきない塾 市内で商業を営む経営者、後継者等を対象に、専門のコンサルタントによる具体的かつ実践的な講座を開講する。</li> <li>● 次世代育成事業 おかみさん会等、商業の次世代を育成する活動を支援する。</li> </ul>
予算	令和2年度当初予算：2,158千円

※出所：市提供資料

### ①（意見）事業目的の評価について

#### 【現状】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、実践あきない塾及び次世代育成事業は開催できず、代わりに「繁盛店づくり」事例集の制作を行った。

商業人材育成事業の予算及び参加人数の状況は以下の通りである。

### <予算・決算の推移>

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
当初予算	2,921千円	2,885千円	2,297千円	2,161千円	2,158千円
決算額	2,421千円	2,007千円	1,804千円	1,949千円	968千円
執行率	82.9%	69.6%	78.5%	90.2%	44.9%

※出所：市提供資料

### <制度の活用実績>

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
実践あきない塾					
件数	6件	5件	5件	5件	－件
参加人数	30人	25人	58人	51人	－人
次世代リーダー育成講演会（次世代育成事業）					
件数	3件	3件	3件	1件	－件
参加人数	88人	77人	71人	22人	－人

※出所：市提供資料

**【意見】**

「実践あきない塾」や「次世代育成事業」が、今後の市の地域経済活性化に資する人材の育成を図ることに貢献しているかを事後的に評価する必要があると考えられるが、評価の指標が設定されていない。事業目的を評価する指標を定めたうえで、市の地域経済活性化に資する人材の育成を図ることに貢献しているかを評価することが望ましい。

この場合、事業目的を鑑みれば、売上高がアップしているか等を継続的にモニタリングし、中長期的な視点で評価することが適切であると考ええる。

(8) 産業経済局 商業・MICE 推進部 MICE 推進課

ア. 民間イベント支援事業

<事業概要>

事業の概要	民間団体等が実施するイベント等の事業費の一部を助成することで、本市のにぎわいを創出させるとともに、民間団体等が恒常的・継続的・自主的にイベント等を実施していく将来的な土壌作りを行う。
実施状況	市は「北九州市にぎわいづくり懇話会」に対して、令和2年度において市の予算の範囲内である2,550千円の補助金を交付している。 「北九州市にぎわいづくり懇話会」の補助対象経費の主なものは、にぎわいづくりに資する新しい事業の募集を行い、認定された事業に対する助成金の支給である。 「北九州市にぎわいづくり懇話会」は、令和2年度において1,815千円（8事業）の助成金を支給している。

※出所：市提供資料から一部抜粋

① (意見) 助成金の効果測定について

【現状】

令和2年度のにぎわい認定事業8事業の参加者・来場者は合計で6,027人であった。

当該助成金の効果測定について、市に質問したところ、「北九州市にぎわいづくり懇話会」における審査は、「新規性」、「独創性」及び「継続性」を主眼においており、結果として各団体が目標設定している参加人数をクリアすることが理想であるとのことであった。

そのため、市独自において、参加者・来場者や経済効果等を目標として設定し、効果測定を行っている訳ではない。

【意見】

助成金を交付する以上、その助成金が有効に活用されているかという観点から、一定の水準以上の効果があったか検証することが望ましい。

そのうえで、以下のような観点も踏まえて、助成金交付の可否を検討することが望まれる。

- 目的・効果に、客観的合理性はあるか。
- 長期間にわたり惰性化し、既得権化しているものはないか。
- 毎年漫然と助成金等の交付を受けており、効果を挙げる努力や自己財源の徴収等の努力を怠っているものはないか。
- 民間の自立、自助、受益の負担の関係は明確にされているか。

## イ. 産業見本市開催事業

### <事業概要>

事業の概要	本市の特性を活かした展示会を開催し、市内産業の活性化に寄与する。
実施状況	産業見本市の開催にあたり、経費の一部を負担金として支給している。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインによる産業見本市2件の開催についての負担金を支給している。 ・第46回ふくおか産業技術振興展代替事業オンライン商談会（500千円） ・第22回西日本国際福祉機器展（2,200千円）

※出所：市提供資料

### ①（意見）負担金の効果測定について

#### 【現状】

産業見本市に関する事務手続等は、実行委員会事務局である観光コンベンション協会が行っており、市は実行委員会の一員として、事業報告、決算報告を受け、個別に確認し、効果測定は行っているとのことであるが、具体的な判断基準や評価結果等をまとめた資料はなかった。

#### 【意見】

負担金を支給する以上、その負担金が有効に活用されているかという観点から、具体的な判断基準をあらかじめ設定し、一定の水準以上の効果があったか検証した結果を残すことが望ましい。

そのうえで、環境の変化や市民ニーズの変化等を踏まえて、市として負担金を支出する必要性の有無について検討することが望まれる。



(9) 産業経済局 企業立地支援部 企業立地支援課

ア. 企業立地促進資金融資事業

<事業概要>

事業目的	市内において工場、事務所等を新增設しようとする資金が必要な企業に対し、融資制度を提供することにより、企業立地を促進し、市の経済の振興及び雇用の創出・拡大を測る。		
対象業種	製造業、市の団地に立地する企業ほか		
利用要件	用地費を含む設備投資額が5,000万円以上		
対象経費	用地費、工場等建設費、機械設備購入費、工業用水道工事費等		
融資額	対象経費の80%以内で1企業あたり10億円以内		
返済期間	10年以内（据置期間2年以内を含む）		
貸出利率	年1.45%		
事業費	再委託分	31,933千円	
	令和2年度新規預託分	790,000千円	
	合計	821,933千円	

※出所：市提供資料

令和3年3月31日現在の融資実績は以下の通りである。

企業名	融資開始日	融資終了日	R3.3.31 残高
A社	H22.8.31	R2.7.31	-
B社	H23.3.25	R3.2.28	-
C社	H22.6.29	R2.5.31	-
D社	H23.3.25	R3.2.28	-
E社	H23.3.25	R3.3.24	-
F社	H23.3.25	R3.3.24	-
G社	H23.3.25	R3.2.26	-
H社	H25.9.30	R3.2.12	-

※出所：「企業立地促進資金融資実績一覧」

①（意見）融資実績について

【現状】

直近の融資実績が平成25年9月であり、それ以降利用されていない。また、令和3年3月31日時点での融資残高は0円である。

【意見】

平成25年9月以降利用されていないことを鑑みると、当該事業は企業ニーズに沿った事業とは言い難い状況となっている。したがって、市がこの事業を行うことによる経済的効果

は乏しいと評価でき、他の制度との一元化等、今後の事業の在り方について再度検討を行うことが望ましい。

イ. 本社機能等移転促進補助金事業

<事業概要>

事業目的	地域再生法に基づく地方創生に加え、BCP（業務継続計画）に関する市の優位性についても同時にアピールする観点から、市独自の施策として、「本社機能等の移転・拡充」と「市内企業の工場等の拡充・拠点集約（マザー工場化等）」に対し、企業立地促進補助金に新たな制度の創設及び拡充によって企業の立地を支援する。																														
制度概要	<p><b>【設備補助】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大規模本社機能等移転・拡充支援特別助成 50人以上の新規常用雇用を伴う、本社機能等の移転を支援するもの</li> <li>➤ 中規模本社機能等移転・拡充支援特別助成 20人以上50人未満（中小企業は10人以上）の新規常用雇用を伴う本社機能等の移転を支援するもの</li> <li>➤ 市内企業の工場等の拡充支援特別助成 市内企業が行う工場等の拡充や拠点集約（マザー工場化）を支援する</li> </ul> <p><b>【雇用補助】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 補助対象施設で新規雇用される正社員に対し、一人当たり最大50万円を補助</li> </ul>																														
事業費	<p>設備投資に対するもの：297,000千円</p> <p>雇用に対するもの：3,000千円</p>																														
交付実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th colspan="2">設備補助</th> <th colspan="2">雇用補助</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>0件</td> <td>-</td> <td>0件</td> <td>-</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>2件</td> <td>181,828千円</td> <td>0件</td> <td>-</td> <td>181,828千円</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>1件</td> <td>36,857千円</td> <td>1件</td> <td>12,000千円</td> <td>48,857千円</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1件</td> <td>39,037千円</td> <td>0件</td> <td>-</td> <td>39,037千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	設備補助		雇用補助		計	H29	0件	-	0件	-	-千円	H30	2件	181,828千円	0件	-	181,828千円	R元	1件	36,857千円	1件	12,000千円	48,857千円	R2	1件	39,037千円	0件	-	39,037千円
年度	設備補助		雇用補助		計																										
H29	0件	-	0件	-	-千円																										
H30	2件	181,828千円	0件	-	181,828千円																										
R元	1件	36,857千円	1件	12,000千円	48,857千円																										
R2	1件	39,037千円	0件	-	39,037千円																										

※出所：市提供資料（本社機能等移転補助金の制度概要）

①（意見）補助金の交付要件の確認書類について

**【現状】**

補助金の交付要件や交付額は大企業と中小企業で異なっているが、確認書類に大企業と中小企業を判定する資料が具備されておらず、企業のホームページ等で中小企業の定義に当てはめ確認しているとのことである。

< 本社機能等移転促進補助金 >

制度	雇用要件	投資額要件	補助率
大規模型	新規 50 人以上	市内企業 2 億円 市外企業 5 億円	新規雇用者実績数に応じて変動
中規模型	新規 20 人以上 (市内中小企業 : 10 人以上)	市内 大企業 2 億円以上 中小企業 1 億円以上 市外 大企業 5 億円以上 中小企業 2.5 億円以上	市内中小企業 7% 上記以外の企業 6%
市内拡充支援型	市内大企業 20 人以上 市内中小企業 5 人以上	市内 大企業 5 億円以上 中小企業 2.5 億円以上	市内中小企業 7% 上記以外の企業 6%

※出所：北九州市企業立地優遇制度一覧表より一部抜粋

< 中小企業者の定義 >

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従 業員の数	常時使用する従 業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②~④を除く)	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

※出所：市提供資料

【意見】

補助金の交付要件や交付額は大企業か中小企業かで異なっており、交付の可否や交付額を確認するにあたり、重要な項目となる。そのため、事務上の誤りを防止する観点からも、大企業か中小企業かを判定するための資料を具備することが望ましい。

## ②（意見）雇用目標について

### 【現状】

「北九州市に魅力あるしごとをつくり、安心して働けるようにする」を基本目標として、企業誘致による新規雇用創出数を累計4,000人（令和2～6年度）としている。

### 【意見】

市は企業誘致による新規雇用創出数の目標を令和2～6年度で累計4,000人としているが、令和2年度に係る業種別の内訳は以下の通りである。

業種		市外・新規設立企業	市内企業	合計
製造	素材・部材	20人	74人	94人
	研究開発	3人	16人	19人
	自動車	0人	5人	5人
サービス	情報通信	408人	186人	594人
	物流	0人	5人	5人
その他		13人	21人	34人
合計		444人	307人	751人

※出所：市提供資料

これまで市は、ものづくりの町として製造業の誘致や雇用を重視して施策を実施してきたが、表を見てわかるように、新規雇用創出数の大部分が情報通信業である。

近年、グローバル・ボーダレス化やAI等の技術革新が進んでいることに加えて、新型コロナウイルスの影響により、環境変化のスピードが加速度的に進んでいる。そのため、各事業者においても情報通信に対する投資は必要不可欠であり、情報通信産業の市場規模も増加し続けることが予想される。

製造業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大や脱炭素などの世界的な潮流、米中対立による地政学的リスクなど、企業を取り巻く環境が大きく変化する中、経済安全保障やBCPの観点から、国内のサプライチェーン強化や、半導体をはじめとする製造拠点の国内誘致の動きが活発化している状況である。

このような流れを捉えたうえで、市が重点的に誘致すべき産業を絞り込むなど、経済波及効果の大きい製造業の誘致戦略を再構築することが望ましい。

③（意見）本社機能等移転促進補助金の交付について

【現状】

本社機能等移転促進補助金の交付実績は以下の通りである。

<平成 30 年度>

企業名	市内外	規模	交付金額
A 社	市内	中小企業	21,983 千円
B 社	市内	大企業	159,845 千円
合計			181,828 千円

<令和元年度>

企業名	市内外	規模	交付金額
C 社	市内	大企業	36,857 千円
D 社	市内	大企業	12,000 千円
合計			48,857 千円

<令和 2 年度>

企業名	市内外	規模	交付金額
E 社	市内	大企業	39,037 千円
合計			39,037 千円

【意見】

過去の実績を見ると補助金は主に大企業により利用されている。本社機能等移転促進補助金が企業の設備投資を促進し、雇用を増大させ、市に直接的又は間接的に経済効果をもたらしていると言える。その一方で、中小企業の利用実績は直近 3 年間で 1 社に留まっていることから、積極的に利用できる制度になっていないと考えられる。

中小企業は一般的に資金難であることが多く、本社機能を移転させることを検討しても、実行に移すことまでいかないケースが多いと推測される。地方創生への取り組みを今後も積極的に継続していくために、また、補助金の果たす役割を最大限に発揮させるという観点からも、広く中小企業が利用できるような補助金制度を構築していくことが望ましい。

ウ. 自動車産業取引拡大支援事業

<事業概要>

事業の概要	<p>カーメーカーによる更なる地場調達促進の取り組みや調達先の複雑化などのサプライチェーンの再構築が進められており、地元企業にとって自動車産業への取引拡大の契機となっている。</p> <p>自動車メーカーや部品サプライヤーのニーズや取り組みを捉え、地元企業の技術力等の積極的な情報発信をしながら、ビジネスマッチングの機会拡大に取り組む。</p>
実施状況	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、「コロナ禍における企業経営及び支援策に係る意見交換会」をリモートで開催することを委託業務(529千円)として実施している。</p> <p>この他、地元自動車部品メーカー等の電動化への取り組み状況等についての調査業務及び自動車関連企業名簿作成業務等、合計で1,873千円執行している。</p>

※出所：市提供資料から一部抜粋

①(意見) リモート会議等の効率的な運営について

【現状】

令和3年2月にコロナ禍リモート会議を実施しており、その委託業務の内訳は以下の通りである。

項目	金額(千円)
機材費	152
運営費	135
人件費	132
その他(会場設営、管理費等)	110
合計	529

※出所：予定価格算出資料を基に監査人が作成

機材費は、ホスト及びバックアップPCやビデオカメラ等の機材のレンタル費用であり、運営費は事前調整費やZoomアカウント費、人件費は責任者やZoomオペレーター、映像オペレーターの配置によるものである。

リモート会議としては機材や人員のレンタル等の費用が多いため、市に理由を質問したところ、担当事業では初めての試みであったため万全の体制を整えたとのことであった。

【意見】

当事業では初めての対応であったとしても、最初の緊急事態宣言が発令された令和2年4月から相当程度時間は経過しているため、市の内部で蓄積されたリモート会議の経験や資

材等を活用することで効率的な業務運営が可能であったと考えられる。

そのため、各業務内容の仕様書作成段階において、必要に応じて市内部での連携を強化し、コスト削減に努めることが望ましい。



(10) 産業経済局 産業イノベーション推進室

ア. ロボットテクノロジーを活用したものづくり力強化事業

<事業概要>

業務内容	<p>少子化に伴う労働人口の減少により、特に中小企業において人事の確保が困難になる中で、産業用ロボットメーカー等との連携・協力のもと、市内中小製造業の生産現場へのロボット導入を進めることにより、市内のものづくり企業の生産性の向上や競争力の強化を図る。</p> <p>具体的な事業については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 産業用ロボット導入支援補助金</li> <li>➤ 産業用ロボット導入支援センター運営補助金（FAIS への補助金交付）</li> <li>➤ 産業用ロボット導入支援センター機能（FAIS への補助金交付）</li> </ul> <p>となる。</p>
実施状況	令和2年度 当初予算 39,200 千円

※出所：市提供資料

①（意見）「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」について

【現状】

市は、市内企業の経営の安定化と競争力強化を図ることを目的として「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」を設けている。

当該補助金については、市独自の財源によっており、令和2年度の交付実績は以下の通りであった。

補助企業名	補助企業の業種	補助対象経費	補助金額
株式会社桑野鐵工所	自動車用部品の加工・組立	6,465 千円	3,232 千円
株式会社フジコー	複合金属部品の製造・販売・補修	5,783 千円	2,891 千円
千代田工業九州株式会社	自動車用部品の加工・組立	58,400 千円	5,000 千円
有限会社久保田鐵工所	自動車用部品の加工・組立	12,620 千円	5,000 千円
合計			16,123 千円

【意見】

上述の市の補助金とは別に、国の補助金として「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下、「ものづくり補助金」という。）がある。

これらの補助金の公募要領を比較すると、「ものづくり補助金」の方が対象者や補助対象経費の範囲が広く、補助金額も大きいものとなっていることから、市が独自の補助金を設けることの意義について質問したところ、以下の回答を受けた。

<市の担当者からの回答要旨>

<p>「ものづくり補助金」は、補助上限額や補助率は高いものの、申請書作成に多くの工数をかけないといけないことや採択率が低いなどの理由から中小企業にとって申請ハードルが高い。</p> <p>このような状況から、市内企業のロボット導入による生産性向上ニーズを満たすためには、国補助だけでは不十分であるとの認識のもと、簡素な申請書類で申請でき、国補助不採択者の受け皿にもなる市独自の補助金を創設し対応している。</p> <p>なお、市補助の上限額を国補助の半額とすることで、安易に市補助を選ぶではなく、できるだけ国補助に誘導するよう工夫している。</p>
--

各事業者に対する補助対象や補助金額の大きさや市の財政に与える影響等を考慮すれば、「ものづくり補助金」を利用することが望ましいのは明らかである。そのため、「ものづくり補助金」の申請を支援する体制を充実させるとともに、当該補助金自体の存在意義や在り方について見直しすることが望ましい。

<「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」と「ものづくり補助金（国）」の比較>

項目	北九州市産業用ロボット導入支援補助金	ものづくり補助金（国）									
目的	市内において、産業用ロボットを導入することにより生産性の向上を図る中小企業を支援することとし、それに係る経費の一部を補助する。	中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するため、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する。									
補助対象者	北九州市内に事業所（本社、支店、営業所、工場等）を有する者のうち、次の全てに該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業基本法第2条の第1号から第4号（注）に掲げる中小企業者であって、製造業に属する事業を主たる事業として営むもの</li> </ul> ～以下、省略～	ア 中小企業者（組合関連以外） 資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。 <table border="1" data-bbox="869 1496 1353 1731"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業</td> <td>3億円</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">～以下、省略～</td> </tr> </tbody> </table> イ 中小企業者（組合関連） ウ 特定非営利活動法人	業種	資本金	従業員数	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人	～以下、省略～		
業種	資本金	従業員数									
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人									
～以下、省略～											
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業用ロボット導入経費</li> <li>・導入に伴う付帯経費</li> </ul>	【一般型】の[通常枠] 機械装置・システム構築費、技術導入									

	・その他	費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費
補助率	補助対象経費の 1/2 以内	【一般型】の[通常枠] 中小企業 1/2、 小規模企業者・小規模事業者 2/3
補助上限額	1 件当たり、500 万円まで	【一般型】 1,000 万円

※出所：公募要領より抜粋

(注) 中小企業基本法第 2 条の第 1 号～第 4 号

<p>1 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>2 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>3 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>4 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p>
--

イ. 学術研究都市留学生宿舍管理運営事業

<事業概要>

業務内容	「アジアの中核的な学術研究拠点」を目指す北九州学研都市に、海外からの優秀な人材を受け入れるため、生活の基盤となる住宅の整備を図るもの。
実施状況	令和2年度 当初予算 103,044 千円

※出所：市提供資料

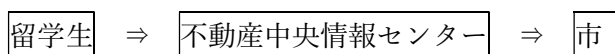
①（結果）契約書上の賃料について

【現状】

留学生宿舍について、土地は市の所有であるが、建物は株式会社不動産中央情報センター（以下、「不動産中央情報センター」という。）が所有している。

建物については、市が不動産中央情報センターから1部屋月40,000円、全200戸を月8,000,000円で賃借（20年間契約）している。

毎月における家賃徴収の流れは、以下の通りである。



家賃については、市と留学生が「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」を個別に作成し、取り交わしを行っている。契約書をサンプルで閲覧したところ、月額42,300円（＝家賃40,000円＋共益費1,000円＋補修相当額1,300円）と記載されているのに対して、実際は月11,800円（＝家賃9,500円＋共益費1,000円＋補修相当額1,300円）のみを徴収しているとのことであった。

<「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」の一部抜粋>

(1) 賃貸住宅の目的物				
物件の表示	名称	北九州学術研究都市 留学生宿舍 A棟 206号室		
	所在地	北九州市若松区ひびきの1番15号		
	構造	軽量鉄骨造3階建（準耐火構造）	住戸面積	21.40 m <sup>2</sup>
賃料	家賃	40,000 円	（支払期限）当月分を毎月20日まで	
	共益費	1,000 円	（支払期限）当月分を毎月20日まで	
	補修費相当額負担金	1,300 円	（支払期限）当月分を毎月20日まで	
※本件建物は、特定目的借上公共賃貸住宅制度要綱（平成6年6月23日建設省住備発第50号）に基づき、供給されるもの。				

～（中略）～

（入居者負担額）

第6条 本物件の家賃のうち、入居者が負担すべき額（以下「入居者負担額」という。）は、別に国が定める当初入居者負担基準額により、甲が毎年度定めるものとする。

2 乙は、甲が入居者負担額を決定するために必要となる書類を、毎年、甲が定める期日までに提出しなければならない。

3 甲は、前項の書類が提出された場合には、その内容を審査し、乙に入居者負担額に係る事項を通知するものとする。（以下「入居者負担額決定通知書」という。）

4 乙は、入居者負担額決定通知書を受領したときは、当該通知書に記載する期間において、当該通知書に定める入居者負担額を甲に支払うものとする。

5 甲は、前項の場合にあっては、乙が入居者負担額を支払うことをもって家賃の支払いとみなす。

6 甲は、第2項の書類が提出されない場合には、頭書（1）の家賃額を、乙の入居者負担額として通知するものとする。

～（後略）～

賃貸人（甲） 北九州市 代表者 北九州市長 北橋 健治

賃借人（乙） 各留学生

#### 【指摘事項】

入居者負担額について、平成24年分までは文書にて入居者に通知していたが、現在は文書による通知を行っていない。そのため、「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」第6条3項に準拠していない状況である。

市の担当者によれば、文書による通知を行っていない代わりに、募集要綱を使って、契約前に各大学から入居者に説明を行っているとのことである。

契約書の金額と実際の負担額が異なっていることを考慮すれば、入居者とのトラブル防止の観点からも、文書により負担額を通知すべきである。

今後において、契約内容の遵守及び入居者とのトラブル防止といった観点から、文書による通知を徹底する必要がある。

#### ②（意見）契約期間満了後について

##### 【現状】

上述①に記載の通り、留学生宿舍の建物については、市が不動産中央情報センターから1部屋月40,000円、全200戸を月8,000,000円で賃借（20年間契約）している。当該契約書の内容は以下の通りである。

<「北九州学術研究都市留学生宿舍〔特定目的借上公共賃貸住宅〕賃貸借契約書」の一部抜粋>

頭書（２）契約期間	
始 期	平成 17 年 4 月 1 日
終 期	平成 37 年 3 月 31 日
期 間	20 年
～（中略）～	
（契約期間）	
第 4 条 本契約の始期、終期、期間は、頭書（2）のとおりとする。	
2 本契約は、更新しないものとする。	
～（中略）～	
（本物件の返還）	
第 21 条 本契約が終了し、又は第 17 条若しくは第 18 条の規定により解除されたとき、乙は、第 11 条の規定により設定した賃借権を解除したうえで、本物件をその時点の現状有姿により甲に返還する。	
2 前項の場合、乙は、返還の日までに入居者を退去させるものとする。	
～（後略）～	
賃貸人（甲） 株式会社不動産中央情報センター 代表取締役 瀧谷 嘉彦	
賃借人（乙） 北九州市 代表者 北九州市長 末吉 興一	

他方、市と留学生が取り交わしている「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」において、契約期間は以下のように定められている。

<「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」（サンプル）の一部抜粋>

頭書（２）契約期間	
2020 年 3 月 16 日から 2021 年 3 月 15 日	
～（中略）～	
（契約期間）	
第 2 条 契約期間は頭書（2）に記載するとおりとする。	
2 前項の規定にかかわらず、乙が契約期間の更新を希望する場合は、甲乙協議の上、本契約の更新を行うものとする。	
3 前項の規定による更新後の契約期間は、第 1 項の規定による更新前の契約における契約期間と合算して、入居時に在籍する大学等の課程の最短修業年限を限度とする。	
～（後略）～	

賃貸人（甲）	北九州市	代表者	北九州市長	北橋 健治
賃借人（乙）	各留学生			

#### 【意見】

「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」によれば、市と留学生との賃貸借契約は定期借家契約とは言えないため、留学生側が契約更新を望めば、契約期間が満了しても市が契約更新を拒否することは簡単にはできないと言える（借地借家法第 28 条）。

留学生に退去を強要できない場合がありうるにも関わらず、市が不動産中央情報センターと取り交わしている「北九州学術研究都市留学生宿舍〔特定目的借上公共賃貸住宅〕賃貸借契約書」第 21 条 2 項によれば、契約期間が満了した場合には、留学生の退去を完了させることが市の義務となっている状況である。

つまり、市としては、本来、法的には確約できないはずのことを、本条で約束しているような状態であると言える。

そのため、今後における留学生との契約内容を修正する（例えば、疑義のない形での定期借家契約に変更する）といった対応が必要であると考えられる。なお、市と不動産中央情報センターとの契約期間満了時において、借主である市が契約更新を強行することも考えられるが、法的には可能でも、市の行為として信義誠実の原則に反するのではないかという疑念が残る恐れがある。

この問題が実際に表面化するのには、市と不動産中央情報センターとの契約期間満了（平成 37 年、すなわち令和 7 年 3 月末）が近くなった時期であると考えられるが、事前に検討することが望まれる。

### ③（意見） 契約内容について

#### 【現状】

上述②に記載の通り、留学生宿舍の建物については、市が不動産中央情報センターから賃借している。その期間は 20 年間であり、更新しない旨も明記されている。

#### 【意見】

期間が満了した際には契約を更新しないことを規定していることから、定期借家契約を意図しているものと推測される。しかしながら、定期借家契約が成立するための要件は厳格であり（借地借家法第 38 条 2 項）、また、現実に期間満了時に契約更新拒否をする際にも一定の手続が必要であり（借地借家法第 38 条 4 項）、現状の契約内容では定期借家契約書としては不完全のように見受けられる。

この点は、借主である市側から更新拒否をすることには何らの制約はないので市の立場から不利益が生じることはないと考えられるが、定期借家契約を意図したものであるとすれば、その要件を充足する条項設定をしておくことが望まれる。

ウ. 学術研究都市管理運営事業（機器・設備更新）

<事業概要>

施設概要	北九州学術研究都市（以下、「学研都市」とする。）は、産官学の先端科学技術に関する教育・研究開発機関集積を目指し、既存産業の高度化、新産業の創出を目的として、平成 13 年に開設された。 開設当初から FAIS に管理運営を委託しており、平成 17 年から指定管理制度を導入している。
事業目的	学研都市の機器・設備の改修、増築、改築などの大規模修繕について、その費用を負担する。 学研都市は、平成 13 年度の開設から約 20 年が経過し、様々な機器・設備が老朽化しており、一部の機器ではその故障が頻発しているため、機器・設備の更新、修繕を行う。
実施計画	令和 2 年度は故障した場合に利用者及び入居企業等に影響が大きい「吸収式冷温水機」についてオーバーホールを行う。 ● 吸収式冷温水機オーバーホール業務委託：5,600 千円 学研都市全体の冷暖房を担う吸収式冷温水機である。
予算	令和 2 年度予算：5,600 千円

※出所：市提供資料

①（意見）中長期的な維持・管理計画の作成について

【現状】

学研都市の吸収式冷温水機は 3 系統あり、3 年かけてオーバーホールする計画の中で、令和 2 年度はそのうち 1 系統を実施する予定であったが、令和 2 年 4 月に吸収式冷温水機の改修工事が必要な故障が発生したため、オーバーホールは実施しなかった。その代わりに、令和 3 年度に故障の修理費用 19,800 千円を予算計上している。

利用者への影響等を考慮して修繕・更新を行っているとのことであるが、施設全体としての中長期的な修繕・更新計画は作成されていない。

【意見】

機器・設備についてはオーバーホール等の大規模修繕を行うことで、全体の更新時期を先延ばしすることも可能であるが、耐用年数が経過して老朽が進んだものは修繕費・維持費が増加する傾向にあるのが一般的である。

機器・設備に関連する費用は、取得費用と修繕費・維持費をあわせて見積もることで、中長期的な費用を最小化できるよう計画することが必要である。

学研都市の機器・設備の修繕費・維持費についても、関連する費用を最小化するため、大規模修繕による寿命の延長のみでなく、更新もあわせて中長期的な視点での維持・管理計画



を作成することが望まれる。

**【参考】** ライフサイクルコスト（以下、「LCC」とする。）の考え方

建物の企画設計から建設、運営管理及び解体に至るまでを「ライフサイクル」と呼んでいる。

LCCは、建物のライフサイクルに要する総費用である。建物にかかる費用は建設費用だけでなく、日常の保守、修繕費用、何年かごとの大規模な改修費用等建物を維持するための費用は、建設費の何倍にもなる。そのため、適切な保全により、LCCを必要最小限に抑えることが非常に重要である。

※出所：国土交通省資料

(11) 公益財団法人北九州産業学術推進機構 (FAIS)

ア. FAIS が作成する決算報告書等の財務資料について

<事業概要>

施設概要	学術研究都市は、産官学の先端科学技術に関する教育・研究開発期間集積を目指し、既存産業の高度化、新産業の創出を目的として、平成 13 年に開設された。 開設当初から FAIS に管理運営を委託しており、平成 17 年から指定管理制度を導入している。
事業目的	FAIS の指定管理に関する業務の範囲は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 産業連携に関する業務</li><li>● 学術研究都市施設等の管理運営に関する業務</li><li>● 学術研究施設の使用に係る現年度分の使用料、賃借料の徴収及び使用料、賃借料に係る延滞金、遅延損害金の徴収に関する業務</li><li>● 前号各号に掲げるものの他、市が必要と認める業務</li></ul>
FAIS の概要	法人所在地：北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号 設立年月日：平成 13 年 3 月 1 日 基本財産：285,500 千円 北九州市の出捐金：200,000 千円（出捐金の割合 70.1%）

※出所：市提供資料

① (意見) 会計処理に係る会計区分の設定について

【現状】

FAIS は市に対して以下の書類を提出する必要がある、これらの書類には会計に関する書類が含まれている。

(北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書) 第 4 章 業務実施に係る確認事項 <ul style="list-style-type: none"><li>● 事業計画書の提出 (第 21 条)</li><li>● 業務報告書の提出 (第 22 条)</li><li>● 事業報告書の提出 (第 23 条)</li><li>● 決算書等の提出 (第 24 条)</li></ul>
---

事業計画書については市が承認する必要がある、事業計画書、事業報告書について市は確認を行い、又は実施調査をすることができるとされている。

FAIS の会計に関する書類については「会計規則」及び「会計規程」に基づいて作成する

必要がある。

<p>会計規則  (趣旨)  第1条 この規則は、公益財団法人北九州産業学術推進機構（以下、「機構」という。）の定款その他に定めるもののほか、機構の会計その他財務に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。  ～（中略）～  （会計区分）  第3条 機構の会計は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計とし、公益目的事業会計と収益事業会計はそれぞれの内容を区分することができるものとする。</p>
---

FAIS は以下の区分により会計書類を作成しているが、区分の名称や区分内容に関しては「会計規則」及び「会計規程」に定められていない。なお、市の学術研究都市指定管理運営事業に係る指定管理料は、「学術研究都市充実振興事業」に区分されている。

会計区分	事業区分	令和2年度	
		経常収益	経常費用
公益目的事業 会計	学術研究都市充実振興事業	1,058,616 千円	1,073,122 千円
	産学連携・地域産業・学術振興事業	295,869 千円	508,069 千円
	地域企業等支援事業	28,741 千円	69,290 千円
	共通	247,454 千円	－
	小計	1,630,682 千円	1,650,483 千円
収益事業等 会計	学術施設活用事業	21,324 千円	13,302 千円
	財団ビル運営事業	161,000 千円	106,339 千円
	小計	182,325 千円	119,642 千円
法人会計	法人	25,147 千円	24,800 千円
合計		1,838,155 千円	1,794,925 千円

**【意見】**

市の学術研究都市指定管理運営事業に係る指定管理料は、「学術研究都市充実振興事業」の収支計画に基づいて算定されるため、事業区分を適切に会計処理することは重要である。

事業区分の根拠を明確にし、年度間での統一的な会計処理を担保するため、事業区分の名称及び区分内容を規程等に定めることが望ましい。

なお、勘定科目に関する詳細な定めを「会計規程」で定められていることから、会計区分についても同様に同規程で定めることが考えられる。

②（意見）複数の会計区分に影響する収入、支出の按分について

【現状】

FAIS は前述の会計区分及び事業区分により会計書類を作成しており、市の学術研究都市指定管理運営事業に係る指定管理料は、「学術研究都市充実振興事業」に区分されている。

FAIS の支出には、管理費等の複数の事業区分間に影響する可能性がある支出があるが、支出は支出部門で一括して計上しており、会計区分間で按分処理を行っているものはない。

他方、収益についても、事業区分間で按分処理を行っているものはないとのことである。

【意見】

市の学術研究都市指定管理運営事業に係る指定管理料は、「学術研究都市充実振興事業」の収支計画に基づいて算定されるため、複数の事業収支に影響する収入、支出を適切に按分することは重要である。

事業収支に影響する収入、支出については、面積や職員数といった合理的な按分基準に基づいて、事業区分間で按分することが望ましい。

もちろん、金額的に僅少であり、事業収支に与える影響が軽微なものについては、按分計算を行う意義は乏しいと考える。

イ. 北九州学術研都市学術研究施設の管理運営に係る指定管理料

<事業概要>

施設概要	<p>学研都市は、産官学の先端科学技術に関する教育・研究開発期間集積を目指し、既存産業の高度化、新産業の創出を目的として、平成 13 年に開設された。</p> <p>開設当初から FAIS に管理運営を委託しており、平成 17 年から指定管理制度を導入している。</p>
事業目的	<p>FAIS の指定管理に関する業務の範囲は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業連携に関する業務</li> <li>● 学術研究都市施設等の管理運営に関する業務</li> <li>● 学術研究施設の使用に係る現年度分の使用料、賃借料の徴収及び使用料、賃借料に係る延滞金、遅延損が基金の徴収に関する業務</li> <li>● 前号各号に掲げるものの他、市が必要と認める業務</li> </ul>
実施内容	<p>FAIS は年度ごとに定められる協定書に基づく指定管理料から、施設・設備の改修、増築、改築などの簡易な修繕を行う必要がある。</p>
契約	<p>北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書</p> <p>締結日：平成 30 年 3 月 29 日</p> <p>期 間：平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日</p> <p>令和 2 年度 北九州学術研究施設の管理運営に関する協定書</p> <p>締結日：令和 2 年 4 月 1 日</p> <p>期 間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日</p>

※出所：市提供資料

<北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書>

<p>第 15 条（管理施設の修繕等）</p> <p>北九州市は施設・設備の改修、増築、改築などの大規模修繕について、その費用を負担するものとし、FAIS は施設・設備の簡易な修繕に係る費用を負担するものとする。</p>
--

①（意見）中長期的な維持・管理計画の作成について

【現状】

学研都市は、平成 13 年度の開設から約 20 年が経過し、FAIS が運営費から支出する簡易な修繕費も増加している。

年度	修繕費 (FAIS 負担)	主な内容
平成 30 年度	105,990 千円	施設関連：40,081 千円 設備関連：65,760 千円

		その他： 148 千円
令和元年度	98,184 千円	施設関連：61,020 千円 設備関連：37,067 千円 その他： 96 千円
令和2年度	157,722 千円	施設関連：92,696 千円 設備関連：65,026 千円 その他： - 千円

※出所：FAIS の総勘定元帳より集計

施設は建物、構築物及びその付随物を集計している。

(建物の壁、窓、床、ドア、照明、駐車場設備、舗装に関するものを含む)

設備は機械設備、工具器具備品に関するものを集計している。

(冷暖房設備、空調設備、配電設備、給排水設備、トイレに関するものを含む)

#### 【意見】

老朽が進んだものは修繕費が増加する傾向にあるのが一般的であり、FAIS が運営費から支出する修繕費についても増加していく傾向にあると考えられる。

FAIS が運営費から支出する修繕費についても取得費用と修繕費・維持費を合わせて計画することで、中長期的な視点で費用を最小化できるよう計画する必要がある。

今後において、FAIS が運営費から支出する修繕費を最小限化するため、施設所有者である市が主体となって、中長期的な観点での維持・管理計画を作成することが望まれる。

ウ. 北九州学術研究都市学術研究施設の備品等の管理

<事業概要>

事業内容	FAIS は、北九州学術研究都市学術研究施設の指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 に定める）として、市の指定を受け、施設の管理運営を行う。	
対象施設	施設名	所在地
	産学連携センター（別館含む）	北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号及び 2 番 2 号
	共同研究開発センター	北九州市若松区ひびきの 1 番 5 号
	情報技術高度化センター	北九州市若松区ひびきの 2 番 5 号
	事業家支援センター	北九州市若松区ひびきの 1 番 8 号
	技術開発交流センター	北九州市若松区ひびきの北 1 番 103
	学術情報センター	北九州市若松区ひびきの 1 番 3 号
	会議場	北九州市若松区ひびきの 2 番 3 号
	体育館	北九州市若松区ひびきの 1 番 4 号
	運動場	北九州市若松区ひびきの 1 番地内
	クラブセンター	北九州市若松区ひびきの 1 番地内
	環境エネルギーセンター	北九州市若松区ひびきの 1 番 2 号
	駐車場	北九州市若松区ひびきの 1 番及び 2 番地内

※出所：市提供資料、「北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書」別紙一部抜粋

<北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書>

（備品等の管理・使用）

第 19 条 乙は、指定期間中、別紙 2 に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を常に良好な状態に保つものとする。

2 甲は、備品等（Ⅰ種）が甲の責めに帰すべき事由又は経年劣化等により本業務実施のために供することができなくなったときは、必要に応じて甲の費用で購入または調達するものとする。ただし、乙との協議の上、乙の費用で購入する場合はこの限りではない。

3 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有する者を購入又は調達しなければならない。

（備品等の購入等）

第 20 条 乙は、別紙 2 に定める備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を、乙の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、乙の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

3 乙は、第 1 項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業

務実施のために供することができるものとする。(以下「備品等(Ⅲ種)」という。)

※甲：北九州市

乙：公益財団法人北九州産業学術推進機構

## 別紙2 管理物件

(2) 管理備品(※詳細については、別紙備品台帳を参照のこと。)

### 1) 備品等(Ⅰ種)

種類	数量	備考
机・椅子・ロッカー・棚類・パーティション等	—	
情報関連機器(各種端末・サーバー・ネットワーク類等)	—	
映像・音響機器等	—	
体育館用具等	—	
学生食堂における机・椅子・調理器具等	—	

### 2) 備品等(Ⅱ種)

種類	数量	備考
新聞台	2	学術情報センター

※出所：「北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書」一部抜粋(一部監査人加筆)

## ①(結果) 備品等の管理不備

### 【現状】

市が所有し、FAISが管理する備品等について、市から提出された備品台帳を基に実査を行った結果、以下の事項が見受けられた。

#### (a) 備品シールの未出力

FAISにおいて備品を購入する場合、市へ購入の申請を行い、FAISは備品購入後に市への報告を行っている。備品台帳(システム)は市が管理しており、市は購入備品を台帳に登録し備品番号が記載された備品シールをFAISへ送付し、FAISではこれを現物に添付し備品管理を行っている。

市が備品シールを発行した場合、備品台帳上、シール出力区分が「備品シール出力済」となるが、台帳を確認したところ「備品シール未出力」となっているものが存在した。当該備品の現物を確認したところ、市が発行する備品シールは添付されておらず、仮の備品シールが添付されている状態であった。



(b)備品台帳と現物の一致確認不可

市が管理する備品台帳上、複数個の備品が1式として1明細で入力されているものが存在した(例えば椅子など)。確認した備品には同一番号の備品シールが個々に張られており、備品番号について台帳との一致も確認できた。しかし、台帳上に個数が記載されていないため備品が何個あるべきなのか判断ができなかった。

(c)廃棄情報の反映未了

市が管理する備品台帳に存在するノートパソコンについて、現物が確認できなかった。当該パソコンの取得日はH14年3月31日であるため、老朽化により廃棄したものと想定されるが、台帳上、廃棄が反映されていなかったと思われる。

(d)新旧管理番号の対応不可

市が管理する備品台帳上、明細毎に備品番号が存在するが、別途、過去備品取得当時に使用していた旧管理番号が存在する。現物に添付された備品シールは、現在の備品番号で記載されているものと、旧管理番号で記載されているものがそれぞれ存在した。

旧管理番号で記載されている現物の場合、台帳上、特記事項として旧管理番号が記載されているものが多数のため、基本的には台帳と現物の突合が可能であった。しかし、一部の備品については、台帳上、旧管理番号が記載されておらず突合できないものが存在した。

なお、備品番号の変更は、財務会計システムの変更に伴い実施されたものである。

<例示\_備品台帳>

品名	備品番号 (新管理番号)	特記事項 (4桁の数値が旧管理番号)
モニター類	0147980	○学研、学情、2階、調整室、4159、(分・8電⑤(4159))

※出所：「備品台帳」一部抜粋(一部監査人加筆)

<例示\_新旧備品シール>

〈旧区分〉(1から連番)



〈新区分〉(0から始まる7桁数字)



※出所：「平成29年度 備品調査実施要領」一部抜粋

#### (e)老朽化・陳腐化した備品の存在

市が管理する備品について実査を行ったところ、現物としては存在するが、使われていない備品が散見された。例えば H14 年に取得したノートパソコンなど、そもそも使用不可能な備品も存在した。

#### 【指摘事項】

これらは様々な要因の結果生じていると考えられるが、その中でも主要な要因は以下の 3 点であると考えられる。

##### ➤ 備品の管理マニュアルが存在しないこと

前述の通り、基本協定書において「備品等を常に良好な状態に保つものとする」といった管理に関する記載はあるが、備品に関する詳細な管理マニュアルは存在しない。実務上、備品を購入する場合の市への申請・報告といった一定のルールはあるものの、それらをまとめたマニュアルはなく、また、破損した備品について廃棄する場合には、市へ報告を行うといったルールはあるが、老朽化・陳腐化等により現在使用していない備品の廃棄方針などは存在しないとのことであった。

##### ➤ 適切な実査が行われていないこと

現状、毎年度末の定期的な実査は行われていない。なお、前回の指定管理期間の終了年度である平成 29 年において、備品の調査が行われている。しかし、当該調査における通知文や実施要領、備品リストが記載されたエクセルシートは確認できたものの、調査結果についての資料は所在が不明とのことで確認できなかった。

##### ➤ FAIS において備品台帳を確認できないこと

前述の通り、備品台帳は市が管理し、備品の現物は FAIS が管理している状況である。このような状況において、現物を管理する FAIS が備品台帳を直接確認することはできず、また、定期的に市から FAIS へ備品台帳を共有する運用もないとのことであった。

これらの要因を踏まえ、適切な備品管理を行うためには備品所有者である市が中心となって備品の管理マニュアルの作成が急務であると考えられる。管理マニュアルにおいては、取得・処分の手続きから、定期的な実査、また、老朽化・陳腐化した備品の処分方針なども定めることが望ましい。特に備品の処分については産業廃棄物としての処理が求められる場合も想定されるため、予算が必要となることも考えられる。また、パソコンの廃棄時に適切なデータ消去が行われない場合には、残された HDD/SSD から情報が漏洩する可能性があるため、情報管理という観点からも、適切な管理が求められる。

そのため、マニュアルと合わせて、処分計画を策定することが望ましい。

また、今回の管理不備からもわかる通り、現状の備品台帳と現物には差異があると考えられる。現状の備品台帳には7,597件の備品が登録されており、複数の備品が1明細として登録されている場合があることも踏まえると現物はそれ以上に存在すると考えられる。適切な管理のためには、備品台帳と現物を整合させることが必須であるため、前述の処分計画の策定と合わせて備品台帳を整理する計画を策定し、実行することが望まれる。

以 上